

令和 4 年  
第 7 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和4年第7回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年7月25日（月）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年第7回立川市農業委員会総会

令和4年7月25日(月)

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	田中 佐一君
2番	金子 波留之君	11番	横幕 玲子君
3番	粕谷 久敬君	12番	高杉 晋一君
4番	小峰 喜昭君	13番	中丸 邦春君
5番	清水 清史君	14番	清水 茂男君
6番	嶋田 貞芳君	15番	井上 洋司君
7番	鳴島 広之君	16番	島田 加美君
8番	内野 智行君	17番	鈴木 和昌君
9番	岡部 良己君		

事務局職員

次長 奥野 武司君

係長 熊谷 寛君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日はお忙しい中、また、今日は暑い中、総会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。またここで新型コロナウイルスが、感染者が非常に拡大して、ちょっと今日は、この辺も密な感じはするんですけども、換気をしながら、ぜひ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 点報告がございます。元農業委員会の会長の、東村山の肥沼和夫様が旭日雙光章という章を受章しまして、北多摩地区農業委員会連合会から記念品を贈呈しまして、そのお礼として各農業委員会にジャガイモが 10 キロ届いたんですね。置いておいたんですけども、ジャガイモは生ものなので長く置けないし、みんな農家なので非常に困って、事務局と相談して、たまたま現地調査がありましたので、そのときに出席した方に先にお渡ししましたので。本当でしたら皆さんに 1 個ずつでもやればよかったのかななんて。それをもらっても、みんなたくさんあるでしょうから、一応そういうことで、すみませんけれども報告とさせていただきますと思ひます。

ということで、それでは、ただいまより令和 4 年第 7 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 12 番の高杉委員、13 番の中丸委員にお願いしたいと思ひます。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 9 件。一括して事務局より報告を

お願いいたします。

次長 本日、局長が他の会議と重複しており、欠席しておりますので、私から御報告いたします。

初めに、報告事項（１）事務報告でございます。

６月２８日（火）、夏季地区別検討会が昭島市役所で開催され、会長、会長職務代理、次長が出席してございます。

７月７日（木）、北多摩地区農業委員会連合会会長研修が八王子研修農場等で開催され、会長、局長が参加してございます。

委員会としましては、７月１５日（金）に本総会に向けた現地調査、本日、２５日（月）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

本日以降の予定でございます。

７月２８日（木）、農業委員会会長職務代理研究会がウェブで開催され、会長職務代理、事務局が出席予定でございます。

８月４日（木）、翌５日（金）に農地専門職員研修会がＪＡ東京南新宿ビルで開催され、事務局が出席予定でございます。

８月１７日（水）、常設審議委員会がＪＡ東京南新宿ビルで開催され、事務局が出席予定でございます。

委員会としましては、８月１５日（月）、８月の総会に向けた現地調査、２５日（木）午後３時より第８回総会、終了後、全員協議会の開催を予定してございます。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出１件につきまして御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町６丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２８５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

続いて、報告事項（３）農地法第５条第１項第７号の規定に

よる届出9件につきまして御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきまして記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,430㎡。転用目的は工事用基地用地で、公共工事に伴う一時転用でございます。

2件目、3件目につきましては、同一譲受人により一体として転用されるものとなりますので、一括して御報告させていただきます。農地の所在は一番町3丁目の1筆及び2筆の計3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は77㎡及び370㎡でございます。合わせて447㎡。転用目的は地盤調査及び機材運搬路用地で、公共工事に準ずる一時転用でございます。

4件目。農地の所在は柴崎町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が田、現況は雑種地。面積は合わせまして480㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は23㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目。農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は66㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目。農地の所在は砂川町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は132㎡。転用目的は住宅用地でございます。

8件目、9件目につきましては、同一譲受人により一体として転用されるものとなりますので、一括して御報告させていただきます。農地の所在は西砂町6丁目の2筆及び1筆の計3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は3,885㎡及び2,766㎡で、合わせまして6,651㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。何かございますか。

では、私からちょっと1点聞きたいのは、農地法第5条第1項第7号の8番と9番の方ですね。こちらは、もう以前から都市計画課からいろいろと指摘された農地だったと思います。今回、恐らく相続等での関係かとは思いますが、地元の農業委員さんからちょっと聞きたいんですけれども、粕谷委員ですかね。

3番 はい。

議長 ちょっと説明をお願いします。

3番 この農地は、皆さん御存じのとおり、特定生産緑地への移行の段階で都市計画課のほうから、かなり問題のある農地と言われていた場所でありまして、今回、母親が亡くなったことで相続ということで、自分の持っている農地全てを手放すというような形になって、このほかにも、ここにある七中の横、西側のほうにも、ちょっと小さなところがありまして、そこも手放すようになりまして、全ての農地を手放すということで今回出ています。

現状は手放すということで、ちょっと草等が生えているところはあったんですが、境界等、問題なかったもので、一応そういう形で報告になりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。かなりの面積が売られるよということですね。分かりました。

そのほか何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

清水委員、お願いします。

14番 農地法第5条第1項第7号の番号1の土地なんですけれども、これは工事用基地用地ということで、ここには、私が思うには、大きな栗の木とかがたくさん植わっていたと思うんですけれども、栗の木とかは、これは基地ということであれば、全

部撤去しちゃうということなんでしょうか。ちょっとそれを確認したいんですが。

議長 では、事務局、説明をお願いします。

次長 砂川町7丁目の。

係長 初めの。

次長 はい。そうですね。

係長 こちらの場所なんですけど、図面を見させていただきまして、ところ、工事をされる方たちの休憩の建物とか詰所を建てられることになっておりました。一度更地にした状態の予定図を見させていただいていますので、基本的には、栗とかがもしあったとした場合も、一度伐採されて、その後、最後、元に戻すということでお話を聞いております。

14番 分かりました。

議長 ありがとうございます。

では、清水委員、よろしいでしょうか。

14番 はい。

議長 ありがとうございます。

そのほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、譲渡人、譲受人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を7月15日、会長、岡部委員、粕谷委員、横幕委員、事務局で行いました。

申請農地は西砂町4丁目の1筆になります。略図を御覧ください。この農地は市街化調整区域にある農地で、社会福祉法人が利用者の増加による駐車場用地不足のため、転用の申請を行ったものとなります。調整区域農地ですので東京都知事の許可

案件となり、立川市農業委員会は農地転用が妥当か否かについて意見書の提出を求められております。意見書の検討事項について委員の皆様のご審議をお願いいたします。

まず、この農地の特徴について御説明いたします。ここは公共交通機関から離れ、区画整理された、おおむね10ha以上の一体となった農地のため、第1種農地として原則開発が不許可となっております。今回は既存施設の増設のため、やむを得ない理由があるとして申請されたものとなります。

なお、第1種農地の場合、意見書の提出と併せまして、東京都農業会議の常設審議委員会におきましても審議いただくこととなっておりますので、来月の審議委員会にお諮りいただく予定となっております。

検討事項について説明いたします。農業委員会では、周辺農地への影響、計画面積の妥当性、資力、いわゆる資産力というか、資金力ですね。用途変更を遅延なく行うことが可能かについて、申請資料や現地調査により検討することになってございます。

周辺農地につきましては、東京都が7月7日（木）に、また、農業委員会としての現地調査を7月15日（金）に、それぞれ行ってございます。日照や耕うんへの影響に問題がないことを確認してございます。来月1日にも東京都農業会議の常設審議委員会により、現地調査を行う予定と伺っております。

計画面積については、利用者数、職員数及び現状の駐車台数から駐車場の不足は明らかであり、今回の計画により不足台数をほぼ充足することから、駐車場面積として妥当であると思われます。資力等については、別紙残高証明書、見積書より、許可後、遅延なく事業に供することが可能と思われるといった状況です。

議案第1号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

別紙に残高証明とか駐車場に関わる見積書など、こちらの事業所の略図なども別に載っておりますので、こちらのほうをち

よっと見ていただきたいと思います。

それでは、第1号の議案について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を岡部委員、粕谷委員、横幕委員の順でお願いいたします。

では初めに、岡部委員、お願いします。

- 9 番      こちらの畑なんですけれども、境界は全て確認できました。隣接する農地の所有者の方には、事前に事業の趣旨等を説明して了解もいただいているということでありまして、特に問題はないんじゃないかと思いましたが、ただ、現状、今ある畑は結構草が生えておりまして、隣接の農地にちょっと迷惑がかかるかと思ひまして、そのことを所有者に、早急に草だけは退治するように要望しております。

以上です。

議長      ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

- 3 番      今、岡部委員がおっしゃったとおりでして、この農地は、持ち主が施設に隣接していまして、駐車場ということで、壁の西側のほうから駐車場として入れるようにするというお話を以前、今回2回目の現地調査だったんですが、そのときに、1回目のときにお話を聞いております。

現状は腰に近いぐらいまで草が伸びていまして、このまま、まだ手放しているというわけではないので、現状、どうにか草に対処してもらうように、事務局を通して話をしていただけるようになっております。

以上です。

議長      ありがとうございます。

引き続きまして、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番    お2人がおっしゃったとおりです。駐車場になれば、もちろん草はなくなりますけれども、それまで生えた状態ではまずいなということですので、草の管理をしていただければ格段問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件につきまして、何か御質問ありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

こちらの案件は、東京都の承認がなければ開発とかはできないんですね。なので、私も常設審議委員のメンバーでございますので、常設審議委員が現地調査をして、常設審議委員会で委員の承認があって、初めて許可が受けられるという形になると思います。

ということで、それでは、質問がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、意見書に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、意見書を提出することに決めます。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明いたします。

現地調査を7月15日、申請者、会長、小峰委員、鳴島委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は幸町3丁目の1筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、弁天通りの東側、すずかけ通りの南側に広がる農地で、ナスやニンジン、トマトなどの露地野菜を中心に、花なども栽培しておりました。雑草なども少なく、肥培管理は良好でした。しかし、基本的に自家消費用のことでしたので、直売でもいいので販売もするよう、委員よ

り指導がございました。

続いて、議案第2号の2、特例農地は幸町2丁目の1筆及び4丁目の2筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、弁天通りの西側、五日市街道の南側、自宅裏に広がる農地で、ハウスによるトマト栽培を行っておりました。ハウス周辺も管理されておりましたが、除草剤が効きにくい雑草に悩まされているとの声もございました。肥培管理は良好でした。略図2-2を御覧ください。略図2-2は、幸町団地東側に広がる農地で、ナスやキュウリなどの露地栽培をしておりました。境界も確認でき、肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第2号の3、特例農地は上砂町3丁目の6筆になります。略図3を御覧ください。略図3は、第五中学校の東、五日市街道の南側で、自宅の裏側に広がる農地です。植木や果樹、観葉植物などを栽培しておりました。肥培管理は良好でした。ただし、一部の境界石などが土に埋もれており、確認できない箇所がございました。また、敷地内の高木を剪定した枝が残ったままとなっており、それぞれ委員より指導がございました。

議案第2号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、1番、2番を小峰委員、横幕委員、3番を鳴島委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに小峰委員、お願いします。

4番 まず初めに、1番の方なのですが、境界の確認は取れました。作物としては、夏野菜のナス、キュウリ、トマト等を栽培しておりました。管理のほうは普通でした。あと、先ほど事務局のほうから話があったとおり、自家消費ということなので、直売でもいいから販売をするようにと指導をしておきました。

続きまして、2番ですが、2-1のほうではハウスでトマトを栽培しておりました。肥培管理のほうは良好でした。また、境界のほうも確認が取れました。あと、2-2のほうですが、

露地でナスとキュウリを栽培しておりました。肥培管理のほうは良好でした。境界のほうも確認が取れました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 1 番の方は高齢なんですけれども、1 人で頑張っておられます。直売の指導をされていましたが、今までやったことがないので、軒先でもできたらいいかなと思いました。

2 番の方は、2-1 は、ハウスのトマトです。先ほど委員長がおっしゃったように、ハウスの外側の土地には雑草が生えているんですけれども、なかなか除草剤が効かない草が生えるようになったとこぼしておられました。2-2 のほうは、ナスが大変きれいに作付されていて、毎年この時期に中学校の職場体験で子供たちが来るんだそうですけれども、今年、14 名の中学生がナスを作ってくれたと大変喜んでおられました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3 番を鳴島委員、お願いします。

7 番 3 番ですが、この方の畑の区画が、一部、石等が見つからないという話で、その後、測量してあったので、測量士のほうに確認していただいて、石の確認をしたんですけれども、実際は隣との話によって、植えてあるものでそこを区画しているということでありました。石がちょっと植えられないということではないかと思います。

また、もう1か所、ちょっと見当たらないのは、物が上に載っていたということで、そこら辺を確認してきました。

ということで、区画のほうは具体的に確認をさせていただきました。

それから、この方の御主人だったか、亡くなられた方なんですけれども、当然かなりよく働く方で、現在は娘さんのほうが主に観葉植物等の栽培を行っているということです。当初から4人ほど従業員がいたらしく、その方が今も一緒にやっていた

だいているということで、本当に、娘さんと言うと、言い方はおかしいかと思えますけれども、その方がかなり働いて、一生懸命やっつけていらっしゃるということです。

特に防霜シート等を敷いてあって、あまり草も出ないようにやっているのです、肥培管理としては良好ではないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 大変広い畑ですけれども、今、お話になったように、娘さんとサポーターさんの力を借りて頑張っておられるようでした。境界石がちょっと見つからない部分については、後で確認をしていただいて、よかったと思えます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

その他で何かございますか。

次長 特段ございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は8月25日木曜日、午後3時から、205会議室、同じ会議室となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございます。

午後 3 時 3 3 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員